

交流会議事業企画実施業務公募型プロポーザル実施要領

令和5年2月

学園都市づくり交流会議

目次

1	目的.....	1
2	業務.....	1
3	参加資格要件等.....	1
4	スケジュール（予定）.....	2
5	公募型プロポーザル手続等.....	2
6	優先交渉権者の決定.....	5
7	契約.....	5
8	公正なプロポーザルの確保.....	6
9	留意事項.....	6

交流会議事業企画実施業務の委託に関し、業務の委託を行い得る能力を有する事業者のうち、卓越した技術・知識を有する民間事業者等の参画を求め、また、最適な事業者を選定することを目的として、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する事業者は、本要領の内容を順守し、プロポーザル参加申込書に必要書類を添付の上、提出するものとする。

1 目的

学園都市づくり交流会議（以下「本会議」という。）では、大学と地域との交流を通じて、相互理解と親睦を深め、大学の地域への定着を促進し、文化の薫り高い学園都市づくりに寄与するため、大学、市、関係機関が連携した取組みを行っている。

本業務は、本会議が行う学生の地域活動促進事業及び町家プロジェクト推進事業を円滑に遂行するために必要な企画及び実施を委託するものである。

2 業務

(1) 業務名

交流会議事業企画実施業務

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 提案上限額

11,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件等

(1) 提案できる者

企画提案ができる者は、以下の要件をすべて満たす法人とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（破産者、契約に不当・不正の行為があった者、定められた資格要件を有しない者）に該当しない者

イ 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外措置を受けていないこと。

ウ 参加申込書を提出する日において、市町村税（法人にあっては代表者個人の市町村税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税及びその延滞金を滞納していないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又

は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 東広島市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第2号、第3号又は第4号に該当しないこと。

カ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、学生と地域の交流活動の支援に係る業務に精通したものを従事させることができること。

(2) 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア (1)の参加資格に定めた要件が備わっていないとき

イ 複数の企画提案書等を提出したとき

ウ 提案上限額を超える提案をしたとき

エ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき

オ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

カ 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

キ その他不正な行為があったとき

4 スケジュール（予定）

	内 容	実施日
1	公告（実施要領等の公表） 募集要項の配布期間	令和5年2月15日（水）から 令和5年2月24日（金）午後5時まで
2	参加意向申出書の提出期限	令和5年2月24日（金）午後5時まで
3	質問書の受付期限	令和5年2月22日（水）正午まで
4	質問書への回答期限	令和5年2月24日（金）
5	辞退届の提出期限	令和5年2月24日（金）午後5時まで
6	企画提案書等書類の提出期限	令和5年2月28日（火）午後5時まで
7	企画提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年3月上旬
8	企画提案審査結果通知	令和5年3月上旬
9	契約手続き	令和5年3月中旬

5 公募型プロポーザル手続等

(1) 実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所本庁舎5階
学園都市づくり交流会議事務局（東広島市総務部政策推進監）
電話082-420-0917

イ 交付期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月24日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）

ウ 入手方法

あの場所で直接受け取る又は本会議のホームページからダウンロードすること。

(2) 参加意向申出の受付

ア 参加意向申出の受付期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月24日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。）

イ 提出書類

- (ア) 参加意向申出書（様式1）
- (イ) 会社概要書（様式2）

(3) 企画提案書類の受付

ア 提案受付期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月28日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。）

イ 提出書類

- (ア) 企画提案書提出届（様式4）
- (イ) 企画提案書（任意様式）
- (ウ) 業務工程表（様式5）
- (エ) 業務実績表（様式6）
- (オ) 業務実施体制（様式7）
- (カ) 組織体制図（任意様式）
- (キ) 見積書（任意様式）
- (ク) 直近年度の消費税及び地方消費税並びに市町村税の納税証明書若しくは未納税のない証明書。

ウ 提出部数

正本1部、副本（コピー）5部

正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号等を記入しないこと。

エ 提出方法

持参または郵送による。ただし、郵送等による場合は、アの期限までに必着することとする。

オ 提出先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所本庁舎5階
学園都市づくり交流会議事務局（東広島市総務部政策推進監）
電話082-420-0917

カ 作成要領

(ア) 企画提案書

- a 用紙はA4判両面使用（A3判は折込）とすること。
- b ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- c 企画提案書は、専門的な知識を有しないものでも理解できるよう、わかりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。

(イ) 見積書

- a 宛先を「学園都市づくり交流会議」、業務名は「交流会議事業企画実施業務」とし、事業者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- b 金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税相当額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- c 人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、見積書についてはできるだけ詳細に記載すること。

(4) 質問の受付

企画提案書作成に関する質問は、質問書（様式3）を用いて提出すること。

ア 提出方法

電子メール又はFAXにより提出すること（電話、持参不可）。

なお、提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

また、電子メールの場合は、件名を「交流会議事業企画実施業務プロポーザルに関する質問」とすること。

イ 提出先

学園都市づくり交流会議事務局（東広島市総務部政策推進監）
電話：082-420-0917 FAX：082-420-0402
電子メール：hgh200917@city.higashihiroshima.lg.jp

ウ 受付期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月22日（水）正午まで

エ 質問に対する回答

令和5年2月24日（金）に、提出された全ての質問の回答を一括して取りまとめた回答書を本会議のホームページに掲載する。

オ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電話等口頭での質問については回答しない。

(5) 提案説明（プレゼンテーション）

企画提案書に記載した内容につき、プレゼンテーションを実施する。

応募者多数の場合は、事前審査を行い、上位3社までに別途通知する。

ア 実施時期及び場所（詳細は別途通知する。）

(ア) 実施時期 令和5年3月上旬

(イ) 場所 東広島市役所

イ 出席者

事業実施担当者を含む3名以内とする。

ウ 発表時間

プレゼンテーションを20分以内とし、その後質疑応答を20分程度行う。

エ 留意事項

参加表明書に記載した事業実施担当者が、プレゼンテーションにおいて、提案内容の説明をすること。

プレゼンテーション資料には、企画提案書の記載内容のみを使用するものとし、資料の追加は認めないものとする。

6 優先交渉権者の決定

(1) 企画提案書等の審査

企画提案書及び提案説明（プレゼンテーション）等の内容を元に、あらかじめ定めた企画提案書審査基準に従い、交流会議事業企画実施業務委託事業者選定委員会が審査し、最も高い得点を得た者を優先交渉権者として特定する。

(2) 企画提案書審査基準

企画提案書は、企画提案書審査基準（別紙）ごとに審査する。

(3) 結果の通知

優先交渉権者を特定後、速やかに全ての提案書提出者に対し、電子メール、郵送又はFAXにより、結果を通知する（3月上旬を予定）。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

7 契約

(1) 契約者の決定

本会議は、優先交渉権者に特定された者と契約の交渉を行い、交渉が成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

優先交渉権者との契約が成立しなかった場合には、次点の評価を得たものを優先交渉権者とし、契約の交渉を行い、交渉が成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本会議を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は東広島市の競争入札の参加資格を有する者の実績免除に係る規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) その他留意事項

ア 契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託約款（役務の提供）を準用する。

これらは、東広島市のホームページで閲覧することができる。

イ 提出された提案書は、提案者の企画力等を判断するためのものであり、委託内容及び経費等については、再度調整を行ったうえ、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正及び変更が加えられる場合がある。

8 公正なプロポーザルの確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 留意事項

(1) 費用負担

企画提案に関するすべての書類の作成及び提出にかかる費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類については、返却しないものとする。

(3) 本会議からの提供資料の取り扱い

本会議が提供する資料は、企画提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 複数提案の禁止

企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更は認めない。なお、提出書類において後日参考資料を求めることがある。

(6) 虚偽記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合は、参加意向申出書又は企画提案書を無効にする。

(7) 使用する言語等

本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。